

水質検査業務委託特記仕様書

栃木市上下水道局 水道建設課

水質検査業務委託特記仕様書

第1 (基本事項)

1 目的

本委託業務は、給水栓水等の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、栃木市（以下「発注者」という）が委託する「水質検査業務委託」に関し、発注者及び受注者が遵守すべき事項を示すものである。

第2 (一般事項)

1 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所 栃木市内（栃木、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟地域）

4 受注者は、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関であり、栃木県を検査区域とする登録があること。

5 厚生労働省又は環境省が実施する水道水質検査の精度管理に関する調査結果にて、過去3年間「第1群機関」にある者。

6 再委託の禁止

原則として、水質検査を受注した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

7 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等の一切の責任を負う。

8 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者協議のうえ決定する。

第3（検査項目）

1 定期の水質検査（給水栓等の水質検査）

（1）検査項目及び検査頻度

別表-1, 2, 3, 4, 5（水質基準の項目と検査頻度）のとおり。

（2）採水日程

別表-1, 2, 3, 4, 5（水質基準の項目と検査頻度）のとおり。（詳細については、発注者と受注者協議による。）

（3）採水場所

別表-1, 2, 3, 4, 5 及び水質検査箇所一覧表のとおり。

（採水箇所は変更となる場合があります）

（4）試料容器の準備

ア 受注者は、別表-1, 2, 3, 4, 5 の検査項目に対し、別紙1（採水の手引き）に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

（5）採水方法等

ア 別紙1（採水の手引き）のとおり。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

（6）試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

（7）試料の搬入時間

検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

（8）検査項目等の変更

検査項目、検査方法及び採水方法については、各種法令通達等の改正及び、発注者または受注者の都合により変更となった場合には、発注者と受注者協議の上、変更するものとする。なお、検査項目の変更により新たに追加されることとなる検査項目がある場合には、発注者と受注者協議の上、検査に要する単価を決定する。

2 臨時の水質検査及び検査請求による水質検査

（1）検査項目及び検査頻度

検査を行う項目及び頻度については、発注者と受注者協議の上、決定する。

（2）採水日時及び採水場所

発注者が指示する日時、地点で採水を行う。

（3）試料容器の準備、採水方法等、試料の運搬

「定期の水質検査」と同様とする。

第4（検査方法）

1 水質検査等

（1）検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号〔最終改正令和7年3月26日厚生労働省告示第25号〕、なお令和8年1月に改正が予定されており改正後は改正されたものを使用）、残留塩素については「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成15年9月29日厚生労働省告示第318号〔最終改正令和6年3月29日厚生労働省告示第171号〕）、水質管理目標設定項目については、「水質管理目標設定項目の検査方法」（平成15年10月10日付健水発1010001号（最終改正を使用））、その他の項目については「上水試験方法」（最新版）、「水道水等の放射能測定マニュアル」（平成23年10月 厚生労働省）により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

（2）現場での測定

- ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受注者が準備をする。
- イ 採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場写真撮影を行う。また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。
- ウ 受注者の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、発注者の請求に応じて提示しなくてはならない。

（3）数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号（最終改正 令和7年6月30日環水大管発第2506305～2506308号）に基づき実施する。

（4）速報値の報告

- ア 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。
- イ 給水栓水及び原水の水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行う。
- ウ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、発注者の指示する日までに報告する。

（5）再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者と受注者協議の上、決定する。

（6）器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

（7）報告書の作成

報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

(8) 検査項目及び検査頻度への提言

過去の水質検査結果等から、法令に基づく検査項目及び頻度、水質管理に必要な水質試験項目及びその頻度について提言する。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 受注者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受注者は、日々実施した業務を作業日報として記録し、速やかに提出する。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、その状況を記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 精度管理の実施

水質検査項目に関する精度管理について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。また、環境省が主催する外部精度管理等に参加し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があつた場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があつた場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、隨時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

発注者は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受注者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と一緒に採水を行い、発注者に提出する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

名称	部数	提出期限等
水質検査結果書（一次報告書）	1	各採水日から概ね1週間以内
水質検査業務委託報告書	1	各採水日から概ね3週間以内

(2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。

なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

(1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上充分な注意を図ること。特に冬期における採水では、路面凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに担当職員と打合せを行うこと。

(3) 委託料の支払

発注者は、所定の請求用紙に基づき、当該月分を翌月に支払うものとする。

(4) 不当介入

暴力団員等による不当介入を受けた場合は、次の措置を行うこと。

ア 栃木市が発注する業務委託において、暴力団員等による不当要求又は、妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。

イ 上記アにより警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した書面により発注者に通告すること。

ウ 暴力団員により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別紙1 採水の手引き

1. 試料の採水方法

1) 細水栓

①鉛：5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目：①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

2) 細水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製等の採水器具（2L以上）と、投げ込み用のロープ（10m程度）を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を充分に原水で共洗い後のものを使用する。

2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。

残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

3. 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量 等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上（満水）	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	(指定なし)	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ口ガラス瓶	40mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	(指定なし)	100mL以上（満水）	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上（満水）	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	(指定なし)	50mL以上（満水）	速やかに、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口ガラス瓶	50mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用		500mL以上（満水）	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上（満水）	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム又はアスコルビン酸添加
12	T O C、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上（満水）	
13	PFOS 及びPFOA	ポリエチレン瓶	1L以上（満水）	瓶内をアセトンで事前洗浄
14	その他の項目用	(指定なし)	2L以上（満水）	

*印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA：エチレンジアミンの略